

鮭川村エコパーク「鮭の子公園」
指定管理者募集要項

令和8年5月
鮭川村むらづくり推進課

目 次

趣 旨	1
1 対象施設の概要	1
2 応募資格	2
3 指定期間	3
4 申請書類の内容	3
5 指定管理者候補の選定方法	3
6 管理の基準	3
7 指定管理者が行う業務及びリスク分担	4
8 施設利用料金及び施設管理経費	6
9 説明会	7
10 質問の受付	7
11 申請書類の受付	8
12 プレゼンテーション	8
13 主な審査基準と配点	8
14 申請に関する経費	9
15 選定結果の通知	9
16 指定管理者の指定等	9
17 配布資料	9
18 関係法令等の遵守	9
19 問い合わせ先	10

趣旨

鮭川村エコパークは、村の自然・健康・文化・交流の拠点として、村民の健康増進と余暇活動の向上及び村内外の交流を図り地域の活性化に寄与するとともに、地域資源の村内外への発信、次世代への継承を進める事を目的として整備されたものです。

この設置目的を達成するとともに、併せて、本施設を活用して鮭川村の地域資源について、村内外への発信と次世代への継承を進めることが必要であり、そのためには民間の活力を最大限に発揮する必要があると考えます。

鮭川村エコパーク「鮭の子公園」は、村内の周遊プランの提供やイベントの案内など観光交流に係る情報発信を行うとともに、村内の農林水産物の良さを伝えることにより、村の活性化を図ることとしています。また、令和2年度より公衆 Wi-Fi を整備し、国内外誘客を促進し、交流・関係人口の拡大も図ることとしています。

このような役割を果たす指定管理者を令和9年度から指定することとしますが、指定に当たっては、広く事業者を募集し、効果的・効率的な管理運営について創意工夫ある提案を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称及び所在地

名称	所在地
鮭川村エコパーク鮭の子公園	鮭川村大字川口 271 番 2

(2) 施設概要

	構造	面積	内容
鮭の子公園		1. 1ha	東屋1棟、炊事場1棟、野外トイレ 鮭の子公園0.9ha、サーモン池

			0.2ha
鮭の子館	鉄筋コンクリート平屋建	延べ床面積365m ²	物販コーナー、展示ホール、展望室(兼そば打ち道場)、軽食用厨房、そば打ち体験設備、きのこジオラマ

(3)整備年度 平成8・9・10年度

2 応募資格

指定管理者に応募しようとする者は、次の各号に該当する法人その他の団体(以下「団体等」という。)とします。

(1)村内に主たる事務所を有する団体等

(2)村税その他の租税の滞納がない団体等(前年度納税証明書添付)

(3)会社更生法(昭和27年法律第172号)第 30 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

(4)指定管理者の公募スケジュール

項目	時期
募集要項の公表及び配布期間	6月15日(月)～7月31日(金)
説明会の参加申込期限 説明会	6月30日(火)午後4時まで申込み 7月8日(水)
質問の受付	6月15日(月)～6月30日(火)
申請書類の受付期間	7月10日(金)～7月31日(金)
プレゼンテーション・選定委員会の開催	8月6日(木)午後から

3 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までとします。ただし、指定管理を継続することが適当でないと認めたときは、期間中においても指定を取り消すことがあります。

4 申請書類の内容

指定管理者になろうとする団体等は、鮭川村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第1号)第3条の規定に基づき、次に掲げる書類を添付して申込期間内に村長に提出して、その申込みをします。

(1) 指定管理者の指定申請書(別記様式1)

- ① 管理を行う指定期間内における管理の業務に関する各年度の事業計画書(別記様式2)
- ② 管理に係る収支計画書
- ③ 当該団体の経営状況を説明する書類
- ④ 当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記簿謄本(法人以外の団体にあつては、会則等申込資格を有していることを証する書類)
- ⑤ 管理業務の一部を委託する場合委託計画書(別記様式2)

5 指定管理者候補の選定方法

鮭川村公の施設の指定管理者選定委員会を設置し、応募書類の審査、プレゼンテーションを聴いて指定管理者候補を選定します。

6 管理の基準

(1) 施設の休館日と開館時間

① 施設の休館日

施設の休館日及び開館時間については、鮭川村エコパークの設置及び管理に関する条例施行規則に定められていますが、指定管理者は当施設の目的に沿って事業を進めるために、基本的に無休で営業できるように体制を整備して下さい。

② 施設の使用料

・鮭川村使用料条例(昭和44年条例第1号)別表第2、鮭川村エコパーク施設、設備使用料のとおりとします。

※指定管理者は、使用料の範囲内においてあらかじめ村長の承認を得て、使用料を定めることができます。

7 指定管理者が行う業務及びリスク分担

指定管理者が行う業務

(1) 鮭川村エコパークの設置及び管理に関する条例(平成11年条例第1号)第3条第1項及び第2項に規定する使用の許可等、第4条に規定する使用の不許可等及び第5条に規定する使用の許可の取り消し等その他の使用の許可で「鮭の子公園」に関すること。

(2) エコパーク「鮭の子公園」の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) エコパーク「鮭の子公園」の利用者の、安全対策に関すること。

(4) エコパーク「鮭の子公園」を活用した、観光交流に係る情報提供や、観光案内人の調整等の取組に関すること。

・観光、交流に係るインフォメーション機能として、村内の周遊プランの提案やイベントの案内、観光案内人、アドバイザーの調整等への対応

・産直の活性化を図るための仕組みづくり

・村の豊富な食材を活用したメニューの提供

・自然体験学習などの環境教育のメニューの充実

・公衆Wi-Fiを活用した国内外誘客の促進、交流・関係人口の拡大

(5) 村内の質の高い農林水産物を、効果的に村外に伝えとともに、多くの村民に提供する取組に関すること

(6) 留意事項

施設の管理業務を包括的に第三者に委託し、請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、村長の承諾を得て委託し、請け負わせることができます。

指定管理者と村の基本的なリスク分担

項目		指定管理者	村
施設・設備・備品の保守点検、維持管理(清掃等含む)		○	
安全衛生管理		○	
施設の利用承認		○	
施設等に係る行政財産使用許可		○	
業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報漏洩等による利用者への対応		○	
自然災害、火災による施設の損傷の回復			○
施設利用者の賠償保障に関する責任		○	
施設の火災共済保険の加入			○
包括的な管理責任			○
施設設備の修繕等	本村の責めに帰すべき事由によるもの		○
	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	経年劣化によらない小規模な修繕等(50万円未満)	○	
	第三者の行為で相手方が特定できないもののうち小規模なもの(50万円未満)	○	

	上記以外の修繕等 (基幹的設備の修繕等)		○
不可抗力	地震、暴風、豪雨、洪水等の自然災害で、指定管理者の責めに帰することができない建物・設備の損害等		○
災害時対応	災害時対応(待機体制の確保、被害調査、報告、応急処置等)	初動対応 ○	対策本部等 対応 ○
廃棄物処理	事業系一般廃棄物として処理	○	

8 施設利用料金及び施設管理経費

(1)施設管理等に要する経費について

- ① 指定管理者に支払う指定管理料(消費税、その他一切の経費含む)は、収支計画書において提案のあった金額に基づき、村と指定管理者が協議して締結する協定書で定めることとします。
- ② 指定管理料は、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに支払います。また、支払いの時期や方法については村と指定管理者が締結する協定書で定めま
す。
- ③ 村が支払う指定管理料に含まれるもの
人件費、管理費(光熱水費、施設警備料、施設保守管理費等)、通信運搬費、
使用料及び賃借料

(2)使用料等の取扱について

- ①管理業務を適切に実施する中で、施設の利用料、企画事業などによる収入は、指定管理者の収入とします。
- ②収入の減少など指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合があつて

も、原則として補てんは行いません。

(3) 自主事業による収入

指定管理者は、施設内において自主事業を行うことができ、それによる収入を得ることができます。自主事業による収入は指定管理者の収入とします。指定管理者が、自主事業を実施する場合には、指定管理者が行うべき業務の会計と別立てにし、自主事業の計画を策定し、書面にて村に届け出をして開始することとします。なお、自主事業を行う場合には指定管理者が行うべき業務に支障が出ないようにしなければなりません。

9 説明会

施設の運営状況や設備等に関する説明会を開催しますので、応募を予定する団体等は説明会にご参加ください。

日時 令和8年7月8日(水)午後3時30分から

場所 鮭川村エコパーク鮭の子館

参加人数 1団体2人以内

説明会の参加申込受付 6月30日(火)午後4時まで(むらづくり推進課に電話で可)

10 質問の受付

質問は、下記のとおり受け付けします。

受付期間 6月15日(月)～6月30日(火)午後5時15分まで

受付方法 別紙様式3により、ファックス又は電子メールで送付してください。

FAX 0233-55-3269

e-mail kouryu@vill.sakegawa.yamagata.jp

11 申請書類の受付

申請書類を以下のとおり受付けます。

提出先 鮭川村むらづくり推進課

提出期間 7月10日(金)～7月31日(金)

提出時間 午前8時30分から午後5時15分まで

提出方法 鮭川村むらづくり推進課まで直接持参してください。内容を確認して受領します。

提出部数 正本1部、副本9部(複写可・両面印刷)

12 プレゼンテーション

プレゼンテーションの日程は、令和8年8月6日(木)に行います。

時間等は後日通知します。

13 主な審査基準と配点

審査項目	評価項目	配点
住民の平等な利用の確保(手続き条例第4条第1号)	①平等利用の確保、法の遵守 ②管理運営の基本方針 ③個人情報の保護	20
施設の効用の最大限の発揮(手続き条例第4条第2号)	①事業計画の妥当性 ②収支計画書の妥当性	30
管理・運営を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力(手続き条例第4条第3号)	①団体等の状況 ②管理運営体制	30
その他必要な事項	①利用者のサービス ②個人情報の保護 ③提案内容の独創性	20

14 申請に要する経費

申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

15 選定結果の通知

選定結果は、申請書類を提出した応募者に通知します。選定された者は、指定管理指定の候補者で、村議会の議決により指定管理者となります。

16 指定管理の指定等

- ①議決後、村長と指定管理者が協定を締結することになります。
- ②令和9年4月1日からの業務を支障なく行うための準備及び業務の引継ぎを行っていただきます。

また、調理器具等は、村の備品では無いので、使用については現在の所有者と協議を行うこと。

17 配布資料

- ①募集要項
- ②応募書類様式
- ③参考資料

18 関係法令等の遵守

指定管理者は、鮭川村エコパークの管理運営を行うに当たり、次に掲げる法令等を遵守する必要があります。

- ①地方自治法(昭和22年法律第67号)
- ②労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)ほ

か労働関係法令

- ③鮭川村使用料条例(昭和44年条例第1号)
- ④鮭川村エコパークの設置及び管理に関する条例(平成11年条例第1号)
- ⑤鮭川村エコパークの設置及び管理に関する条例施行規則(平成11年規則第1号)
- ⑥鮭川村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第1号)
- ⑦鮭川村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成17年告示第5号)
- ⑧鮭川村情報公開条例(平成13年条例第7号)
- ⑨鮭川村情報公開条例施行規則(平成13年規則第2号)
- ⑩鮭川村個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- ⑪その他関係法令等

19 問い合わせ先

むらづくり推進課

電話:0233-55-2111(内線282) FAX 0233-55-3269

別記様式 1

年 月 日

鮭川村長 様

申請者

住 所

団体名

代表者氏名 印

連絡先（電話）

指定管理者の指定申請書

鮭川村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定に基づき指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 施設の名称

鮭川村エコパーク「鮭の子公園」

2 添付書類

- (1) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 経営状況を説明する書類
- (4) 定款又は寄附行為の写し及び登記簿謄本(法人以外の団体にあつては、会則等申込資格を有していることを証する書類)
- (5) その他の書類

別記様式 2

鮭川村エコパーク「鮭の子公園」に関する事業計画書				
申請年月日	年 月 日			
団体等名		設立年月日	年 月 日	
団体等所在地				
電話番号		F A X 番号		
e-mail				
現在経営して類似施設	所在地	主な業務内容	運営開始年月日	
			開始	年 月
			終了	年 月
			開始	年 月
			終了	年 月
			開始	年 月
			終了	年 月
事業計画（別紙可）				
【管理運営を行うにあたっての経営方針について】				
【安全・安心面からの管理運営の具体策など特徴的な取組みについて】				

【施設の管理について】

職員の配置

2 職員の研修計画

3 経理

【施設の運営について】

1 5年間の事業計画については、別紙に記入のこと。

2 サービスを向上させる方針

3 観光・交流に係る情報提供の取組

- ・観光、交流に係るインフォメーション機能として、村内周遊プランの提案やイベント案内、観光案内人、アドバイザーの調整等への対応

- ・産直の活性化を図るための仕組みづくり

- ・村の豊富な食材を活用したメニューの提供

- ・自然体験学習などの観光教育メニューの充実

- ・公衆 Wi-Fi を活用した国内外誘客の促進、交流・関係人口の拡大

4 農林水産物の効果的な発信・提供の取組

- ・鮭の子館内を活用した取組

- ・鮭の子館外を活用した取組

5 利用者等の要望の把握及び実現策

6 利用者の苦情処理対策 7 その他（地域との連携、他施設との連携等）
【個人情報の保護の措置について】
【緊急対策について】 1 防犯、防災の対応 2 その他、緊急時の対応
【団体等の理念】 1 団体等の経営方針等 2 指定管理者の指定を申請した理由 3 施設の現状に対する考え方および将来展望

鯉川村エコパーク「鯉の子公園」の管理に関する業務の収支計画書
(令和 年度)

(単位：千円)

項目	内容	備考
指定管理料		
収入合計 (A)		
施設使用料 雑入		使用料収入 その他収入
支出合計 (B)		
人件費		給与・共済費等
事務費		需用費・役務費等
事業費		委託料等
管理費		使用料等
保守管理費		委託料等
公租公課		租税公課
事務経費		その他経費
収支 (A) - (B)		

※ 1年間（4月1日～3月31日）の収支について記入してください。

※ 自主事業の経費は指定管理料には含まれません。

自主事業計画（ 年度）

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

(別紙様式3)

令和 年 月 日

鮭川村エコパーク「鮭の子公園」指定管理に対する質疑申込書

鮭川村むらづくり推進課長 様

申込者名

鮭川村エコパーク指定管理「鮭の子公園」に対する質疑を下記のように申し込みますので回答願います。

質 疑 事 項	質 疑 内 容